

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第17号
件名	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整 及び開発事業の周知に関する条例・同条例施行規則 の見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例・同条例施行規則（以下、「中高層条例・同条例施行規則」といいます。）がありますが、建築物の高さにかかわらず、建築主の計画が文京区都市マスタープラン（以下、「都市マス」といいます。）で示した方針や方向性と必ずしも整合性の取れないケースや、建築主が区内周辺の道路事情や規制等（幅員の狭い一方通行やスクールゾーン等）を十分に把握しないまま建築物の設計をすることにより、工事車両の種類や通行ルート、車両制限令の遵守等を巡って建築主と地元区民の間でトラブルに発展するケースも出ています。

経済・社会状況が様々な意味で高度化・複雑化し、区民生活も厳しさを増すなか、現在の「説明会の周知期間」が定めてあるとは言っても、一般区民にとってその期間は十分とはいえず難しくなっています。

そこで、中高層条例・施行規則を見直すよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 中高層条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区のホームページ上の記載において、単に「工事車両の通行経路等については土木部管理課にご相談ください」と促すだけでなく、中高層条例第七条の「説明会の開催等」の中に、「建築主等は、除去工事をしようとする場合、建設工事をする場合においては、近接住民に除去工事、建設工事にかかわる工事車両の種類や通行ルート等の内容について説明会等により、説明しなければならない」といった内容を加えてください。
- 3 中高層条例施行規則第九条の二第3項における「説明会」の開催の周知に関し、「開催日の七日前までに」の部分で、可能な範囲で周知期間を延ばし、多くの近隣関係住民が自身のスケジュール調整のうえ参加できるようにしてください。